

## 税金などの納付は口座振替が便利！

下記の金融機関に口座をお持ちの場合は簡単・確実・安全な口座振替が便利です。通帳と通帳印をご用意いただき、下記金融機関または役場窓口にてお申し込みください。

## ●取扱金融機関

千葉銀行、かとり農業協同組合、佐原信用金庫、千葉興業銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、京葉銀行、ゆうちょ銀行※1

各税目などの振替日(納期限)は各月の末日(12月のみ25日)です。お手続きから振替開始まで1カ月程度要しますのでご了承ください。※2

※1 ゆうちょ銀行は、金融機関での受付のみ ※2 千葉銀行のみ2カ月程度要します

	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)
固定資産税	1期 (・全期)		2期		3期		4期			
町・県民税		1期 (・全期)		2期		3期		4期		
軽自動車税	全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

## 廃車・譲渡・盗難のときは3月31日(火)までに届けをしないと課税されます

軽自動車税(種別税)は、毎年4月1日現在の軽自動車やバイクなどの所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などで、車両がない場合でも、届け出(申告)をしないと毎年自動車税が課税され続けます。

届け出(申告)が済んでいない方は、3月末までに済ませてください。なお、3月31日が近づくと混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

## 手続きをする場所

- ▶軽自動車(四輪)  
軽自動車検査協会 千葉事務所  
☎050-3816-3114
- ▶自動二輪(125cc超)  
千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ▶原付・小型特殊自動車(125cc以下)  
町役場町民課③窓口

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

## 学生の方は「学生納付特例制度」のお手続きを

国民年金は、20歳を迎えたら学生であっても制度に加入し、保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請を希望される方は、学生証のコピーを添えてお手続きをお願いします。

●対象者 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

●所得の目安 128万円+(扶養親族等の数×38万円)

●承認期間 4月から翌年3月までの1年間

承認を受けた次年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。学生納付特例制度の継続をご希望の場合は、必要事項を記入し返送してください。

佐原年金事務所 ☎54-1442  
町民課 国保年金係 ☎86-6071

## 令和8年度タクシー券の申請を忘れずに

町では、障害者手帳所持者や65歳以上で運転免許証を返納した方などに対し、タクシー券を交付し料金の一部を助成しています。利用できる事業所は、東庄タクシーなど計19事業所です。タクシー券は年度ごとに切り替わります。令和8年度分の交付を希望する方は、忘れずに申請しましょう。

## ●対象者 下記①～⑤のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳所持者  
1級・2級の方 全員  
3級 一部(視覚障害または下肢・体幹機能障害の方)
- ②療育手帳所持者 全員
- ③精神保健福祉手帳所持者 全員
- ④難病を有する方 ※特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ⑤65歳以上で運転免許証を自主返納した方 ※町のデマンドタクシーでは使用できません。

## ●助成額

	助成額(1枚につき)	利用枚数(1回につき)	交付枚数(1月につき)
一般	500円	3枚まで	3枚
人工透析治療者	500円	3枚まで	15枚
町内小中学校への通学者	1,000円	1枚	月ごとに変動
特別支援学校・高校への通学者	2,000円	1枚	月ごとに変動

## ●申請受付

必要書類 対象者①～④の方 障害者手帳または特定疾患医療受給者証  
対象者⑤の方 運転経歴証明書または運転取消通知書と身分証明書

申請方法 3月4日(水)より、保健福祉総合センターまたは町役場2階⑩総務課庶務係窓口にて申請してください。  
※申請順に交付・発行します。必要な方はお早めに申請をお願いします。

健康福祉課 福祉係 ☎79-0910

## 食品ロス削減を心がけましょう

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。日本では、年間で約464万トンの食品ロスが発生しており、日本人1人当たりの食品ロス量は年間で約37キログラムになります。食品ロスが発生すると、ごみの排出量・焼却量が増大し、二酸化炭素が多く排出され、環境悪化につながります。日々の生活の中で少しでも工夫すれば、食品ロスは減らすことができます。



## 私たちにできること

- ◆買い物時に買すぎないこと  
・買い物前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な分だけ購入する。
- ◆料理の際に作りすぎないこと  
・残っている食品から献立に取り入れる。食べられる分だけ作り、余ったものは早いうちに食べきる。
- ◆外食時に注文しすぎないこと  
・食べきれないと思う量を注文する。食べきれない分は可能であれば持ち帰り、家で食べる。



▲消費者庁  
ホームページ

町民課 生活環境係 ☎86-6072